

生活衛生同業組合の経営特別相談員等の経営指導を受けている方へ

生活衛生改善貸付のご案内

**ご融資額・ご返済期間の拡充措置の取扱期間が
平成24年3月31日まで延長されました。**

		拡充後	拡充前
ご融資額		1,500万円以内	1,000万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	運転資金	7年以内(1年以内)	5年以内(6ヵ月以内)
	設備資金	10年以内(2年以内)	7年以内(6ヵ月以内)

ご利用いただける方	<p>生活衛生同業組合の経営特別相談員（組合が設立されていない場合は、生活衛生営業指導センターの経営指導員）が行う経営指導に基づいて、生活衛生同業組合又は生活衛生営業指導センターの長の推薦を受けた方</p> <p>推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none">1 営業許可等を受けている生活衛生関係業者であること。2 常時使用する従業員が5人以下の法人又は個人であること。3 原則として6ヵ月以上、生活衛生同業組合等の経営指導を受けていること。4 最近1年以上、同一地区で同一事業を営んでいること。5 所得税、法人税、事業税又は都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます。)をすべて完納していること。
利率 (平成23年4月13日現在)	年1.95%
担保・保証人	不要
ご利用の手続き	

※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

※ 利率は金融情勢によって変動いたしますので、お借入金利（固定）は、記載されている利率とは異なる場合がございます。

※ くわしくは、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本政策金融公庫の最寄りの支店（国民生活事業）にお気軽にご相談ください。